

休学中の学生等を対象とした第二種奨学金の継続貸与（採用後の支援）

第二種奨学金の貸与を受けている者で、（2023年度に第二種奨学生として採用された者を含む）のうち、2023年度中に休学し、ボランティアに参加する等の活動を行う中で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者については、休学中も貸与を最大1年継続可能とする制度の案内がございました。

つきましては対象者へ周知くださいますよう、お願い申し上げます。

<対象者> ※次の①～③の全てを満たすもの

- ① 2023年度に第二種奨学金の貸与を受けている者
- ② 2023年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者
※申請時において既に復学している者は対象外です。
- ③ ②の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者
※「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります。

<申請書類>

休学时奨学金継続願

<提出期限>

毎月1日（当該活動を行う2か月前から当該活動を開始後2か月後までを目安）

最終提出期限：2024年1月31日（水）学務課学生係

(担当)

学務課学生係

TEL 046(858)1525, 1526

e-mail:gakusei@ml.soken.ac.jp